

# 意見陳述書

弁護士 横田 由樹

- 1 本件は、平成10年8月22日から25日まで、仙台市で開催された第28回全中バドミントン大会の最中、中山中学校の教員であり、前記全中バドミントン大会の事務局総務部長であった大友雅義が、大会運営のため宿泊していたホテルの部屋で、24日自殺した事件について、これが公務災害であることの認定を求める裁判である。

本裁判においては、中学校教員の日常業務の過重性、その中での故大友雅義の日常業務の過重性、さらに、全中バドミントン大会の事務局総務部長の業務の過重性及び、本件自殺の業務起因性が争点となっているが、裁判所は中学校の教員の現場を直視された上で、いずれの争点についても、正しく認定され、本件災害を公務上災害と判断されるべきである。

- 2 原告は、これまでの行政手続の中で、故大友雅義の教員としての日常業務が過重であり、精神的負担も重かった上、全中のバドミントン大会の事務局総務部長としてのきわめて過重で、精神的負担の過大な業務が重なったことにより、故大友がうつ病を発病し、本件自殺に至ったことを主張してきた。

中学校教員の日常業務は、授業や学級指導だけでなく、生活指導や進路指導、さまざまな校務分掌の仕事、部活動指導などにより、一般的に、日常的に過重となっている。

宮城県教育委員会・宮城県教職員組合等の調査によれば、半数以上の教職員が毎日2時間程度、週10時間程度の時間外勤務をしている。

さらに、同調査によれば、これに加えて教職員の6割超が毎日自宅に仕事を持ち帰って行っているのが実態であり、中学校教員は前記のような学校内における時間外勤務をはるかに超える過重な労働を行っている。

また、宮城県教育委員会の「職員安全衛生管理の概要」によると、1

日ドックの検診結果は、90年代初頭まで、要観察、要精密検査、要治療と判断された教員は60%だったが、2000年になると80%台にのぼっており、年々、中学校教員の日常業務が過重になり、現場の教員の健康を破壊していることがわかる。

特に部活動顧問としての部活指導が時間外労働の原因の1位となっているのが現状であり、とりわけ、運動部の顧問の教員が、時間外労働により、生徒を指導していることは、中学生の子を持つ親であれば、誰しも、自らの経験として知っていることである。

訴状でも指摘したとおり、故大友は当時強豪チームだったバドミントン部の顧問や生徒会指導担当等校内の仕事に加え、市や県のバドミントン部会の役員として、休日に数多く行われる大会を企画・運営するなど必然的に時間外労働を伴い、かつ重責を伴う仕事を担当しており、一般の中学校教師に輪をかけて過重な日常業務をこなしていたのである。

- 3 このように日常業務だけでも過重であったのに、故大友は、平成10年度開催の全中バドミントン大会の事務局総務部長という責任の重い業務に従事していた。

本件処分は、全中バドミントン大会の運営業務は、公務ではないと判断している。

しかし、中体連や、その全国大会である全中の運営に当たることが、中学校教員の公務ではないなどというのは、教員の現場で受け容れられることではない。

訴状でも指摘しているとおり、仙台市教育委員会も中山中学校校長も、宮城県教育庁教職員課長も、中体連関連業務は公務であると認識しており、裁判例もこれを肯定している。

もし、中体連関連業務が中学校教員の公務ではなく、参加する生徒の引率だけが公務であるとするなら、全く無報酬であり、過重な負担を伴う中体連関連業務をあえて引き受ける教員が存在するであろうか。そうならば、そもそも、市中総体や県中総体も全中も、開催することさえできなくなるのである。

仙台市教育委員会を始め、教育現場が、中体連関連業務を公務と認識しているのは、その実態を踏まえた、きわめて正当な認識であり、判断なのである。

地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会は、中体連関連業務の公務性を認めた点で正しかったが、本裁判においても、教育現場の実態を正しく捉えられ、故大友が担当した全中の業務の公務性を認定されるよう、切に望むものである。

- 4 また、本件処分は、業務による過重と本人の性格、素因を比較した場合、本人の性格、素因等の個体的要因が、うつ病発症のより大きい原因となっているものと思われるとしている。

しかし、故大友は、明るく外向的な性格であり、神経質・内向的でストレスに弱いタイプではなかった。

また、本件災害については、3人の専門医による意見書が提出されているが、そのいずれもが本件災害の公務起因性を肯定している。特に、基金支部の囑託医が、被告に提出した平成14年6月27日付け意見書によれば、「大きなストレスとなりうる特別な状況、すなわち遠因としては多忙な校務、免外授業の負担、生徒会の指導主任としての負担など、近因としては平成10年4月頃からの全中の準備にかかわる精神的緊張と負担が7月頃から特に重く被災職員にのしかかり、大会終了直後にいたって恐らくは大会運営に関する不満足感とともに（客観的には成功したように思われる状況でも抑鬱的な状態の患者はこれを過小に評価し、決して満足しないものである）自殺を企図したものであろう」（甲第1号証136頁）と述べている。

本件処分がこのような専門医の意見を全て無視し、本人の性格、素因等の個体的要因がより大きい原因となっているものとしては何ら客観的な根拠がなく、恣意的な認定と言わざるを得ない。本裁判において本件災害の公務起因性を判断するにあたっては、専門家である精神科医の意見を尊重することが必要であると考えられる。

以 上